

鳴沢村スポーツ少年団 活動指針

1 概要

この活動指針は、鳴沢村在住の幼児期から青少年期の健全育成を図る為、スポーツ少年団活動を通じて発育・発達を助長し、こころとからだを育て、体力の増進を図ると共に生涯に渡ってスポーツに親しめる習慣を、育成する為の鳴沢村スポーツ少年団活動に関するガイドラインである。

このガイドラインは、次の日本スポーツ少年団の理念に基づいて定めるものである。

- ・ 「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」
- ・ 「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」
- ・ 「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」

2 単位団スポーツ少年団に関する事項

- ① 活動には、当該年度に必ず団員登録し、自主的で自発的な活動を心がけて行うこと。
- ② 真剣さ、厳しさは団員が目指すものであり、指導者や保護者、マスコミ等から強制されるものでないこと。
- ③ 個人的、集団的に喜びにあふれた活動であること。
- ④ 生涯に渡ってスポーツに親しめるための基礎となる活動であること。
- ⑤ 身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること。
- ⑥ 地域に親しみ、進んで社会奉仕活動に参加できる体制づくりを活動に取り入れること。
- ⑦ 活動は、公式行事・事業を除き次のとおりとする。

(ア) 活動時間は、3時間以内とすること。

(イ) 午後9時以降の活動はしないこと。

(ウ) 定期活動の回数は、週3回以内とすること。

(エ) 毎週土曜日もしくは日曜日を「家庭の日」とし、単位団活動は自粛すること。なお、「家庭の日」にふさわしい活動・村・県主催事業に対してはこの限りではない。

(オ) 練習試合等は午前9時から午後5時までとし、連続しての活動時間は3時間以内とすること。

(カ) 県主催の事業等に対しては勸奨し、団員・登録指導者ともに極力参加に努めること。

3 指導者に関する事項

- ① 単位スポーツ少年団（以下、単位団という）活動に携わる指導者は、当該年度のスポーツ少年団指導者登録者であること。
- ② 単位団活動に携わる指導者は、日本スポーツ少年団の定める理念に基づき指導すること。なお、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、県及び日本スポーツ協会の倫理規定により、指導停止、指導者登録取消し等の処分に課せられる場合がある。
- ③ 単位団活動は、主役たる団員・指導者・保護者の同意に基づき、円滑に行うこと。
- ④ 団員の発育・発達に障害のある過度な活動は厳に慎むこと。
- ⑤ 暴力・暴言・パワーハラスメント及び指導者の権力に基づく精神的な追い込みなど行き過ぎた指導は厳に慎むこと。
- ⑥ 単位団活動中は、必ず1名以上の有資格登録指導者が含まれていること。
- ⑦ 指導者は、村及び県等で開催される講習会や研修会等を積極的に受講し、常に資質向上を図る様に努めること。

4 その他

- ① 記載事項以外の必要事項については、各単位団とスポーツ少年団本部で協議すること。
- ② これに定める以外の事項については、日本スポーツ少年団の各種規定等に従うこと。

(附 則)

この活動指針は、令和3年5月10日から施行する。